

# 非皆伐施業推進計画書

平成22年7月

福島県非皆伐施業推進協議会

## 1 はじめに

福島県は、県土の71%が森林に覆われた緑豊かな森林県です。

森林面積のうち35.1%を占める人工林は、利用可能な資源として充実しつつありますが、間伐が必要なⅣ齢級からⅨ齢級の面積が約60%を占めており、引き続き適切な管理が必要となっております。

このような中、森林は、木材生産のみならず、水源のかん養、山地災害の防止、保健休養・文化などの公益的機能に加え、最近では地球温暖化防止対策として重要な二酸化炭素の吸収源としても大きな期待が寄せられ、豊かな水を育み安全で潤いがある生活を支える県民共有の財産として、健全な姿で次世代に引き継いで行く必要があります。

しかし、長引く木材価格の低迷等から皆伐跡地の再造林が行われない森林が増加しており（又はおそれがあり）、森林の裸地化等により公益的機能が十分に発揮できないことが懸念されますことから、非皆伐や長伐期による針広混交林等の多様な森林へと転換していくことが不可欠であり、国においても非皆伐施業への転換を推進しているところです。

このため、推進母体として「福島県非皆伐推進協議会」を設立して、社団法人福島県林業公社に事務局を置き、伐期一斉皆伐から長伐期による非皆伐施業の普及啓発を行うとともに、公社造林契約の期間延長に取り組んでいきます。

## 2 長伐期非皆伐施業の推進

社団法人福島県林業公社（以下「林業公社」という。）は、昭和42年4月に設立されて以来、公的造林の中核的機関として分収林方式により15,400haに及ぶ森林資源を造成し、地域林業の活性化や県土の保全、山村地域の振興に寄与しております。

「林業公社第2次改善計画（平成13年5月策定）」では、公益的機能を重視した森林整備の取り組みを推進することとし、林業公社造林地の約95%を「資源の循環利用林」から「水土保全林」に変更し長伐期施業へ転換するとともに、「林業公社【改訂】第2次改善計画（平成18年5月策定）」では、これまでの契約満了時には皆伐して裸地で返還する施業体系を転換し、択伐方式により針広混交林を目指すこととしております。

本計画においては、森林資源の充実はもとより、長伐期施業のもと間伐を繰り返し行うことによって主伐時の大面積皆伐を回避するとともに、併せて土地所有者の再造林負担を解消し、森林の有する公益的・多面的機能の高度・持続的な発揮を図りながら、生態系や地球環境に配慮した森林づくりに努めることとします。

### 3 長伐期非皆伐施業のメリット

- ① 人工林の適正な間伐を実施して林内の空間に広葉樹を育成することによって、土砂災害の防止や水源のかん養などの公益的機能を高度に発揮することができます。
- ② 間伐を繰り返し実施して林内に光を導入し、空間に天然性広葉樹の育成を促すことによって、契約満了時の裸地化が防止できます。
- ③ 間伐を繰り返し実施することにより、随時間伐販売収入が期待できるとともに、小さな幹曲がり等の欠点が修正され造林木の質的な向上により販売額の増加が期待できます。
- ④ 育成期間を長くすることにより、大径木の収穫（材積の増大）が可能となり、収益性の向上が期待できます。
- ⑤ 伐採する期間が長期に亘るため、木材市況や需給動向に合わせた収穫が可能となり、有利な時期に木材を販売することが期待できます。
- ⑥ 長期にわたり林業公社が管理し境界の保全に努めることにより、大切な財産を守ることができます。

### 4 林業公社の非皆伐施業実施計画

#### ① 非皆伐施業を実施する造林地

非皆伐施業を実施する造林地は、全ての造林地を対象とし、契約期間の延長が済んでいない全ての契約者に対して協議することとします。

(参考) 分収造林契約の状況 (平成22年4月1日現在) (単位: 件)

市町村	財産区	個人	共有地	その他	計
49	153	2,223	408	131	2,964

#### ② 延長する契約期間

延長する契約期間は、現在の標準契約期間 50 年又は 60 年をスギ、アカマツ、カラマツ、エンジュにあつては 80 年、ヒノキにあつては 90 年とすることとします。

(参考) 樹種別現有面積 (平成22年4月1日現在) (単位: ha)

スギ	アカマツ	カラマツ	ヒノキ	エンジュ	計
10,683	3,081	691	631	3	15,089

#### ③ 普及啓発活動の推進

長伐期非皆伐施業を広く普及啓発するため、パンフレット「非皆伐施業の推進について (仮称)」を作成し、林業公社ホームページに掲載するとともに、土地所有者との契約期間の延長協議や森林所有者等を対象とした各種説明会等において配布することとします。